

滝沢家から古文書、陣羽織など寄贈される

滝沢家古文書がひもとく

江戸時代の 滝沢地区の歴史

市郷土館の特別展「江戸時代の滝沢地区の歴史展Ⅱ～これまでの解読成果の一部公開～」が、平成28年11月12日から12月25日まで市民交流プラザと市郷土館で開催されました。今号はその展示資料をもとに、武家・滝沢家の生活をたどります。



滝沢家の敷地を囲む黒塙。正面扉には家紋が付されている(大字滝沢字館)

歴史を伝える貴重な資料

平成26年度から平成27年度に、滝沢地区にゆかりのある江戸時代代々の在地の武家(給人)である滝沢家(現・八戸在住)から、同家に代々伝わる、滝沢家や地域の歴史を今に伝える江戸時代の古文書『滝沢家文書』約1000点を始め、陣笠や陣羽織などの装束、刀、食器などが本市に寄贈されました。現在、郷土館では、この古文書の調査・翻刻作業(古文書などのくずし字を楷書で一般的に読める字にすること)を進めています。

滝沢家文書について

『滝沢家文書』の調査の結果、古文書を次の通り分類することができました。

- 滝沢家の新田開発に関すること
 - 知行地(領地)経営に関すること
 - 滝沢地区の歴史に関すること
 - 榊引八幡宮・中渡八幡宮の神事に関すること
 - 南部藩からの通知文書に関すること
- 中でも、一番古い古文書は、天和3(1683)年の「被遣与力新田百姓小高」と書かれた文書で、田子・梅内両村に与力新田を開田した時に、個々の百姓に分け与えた石高を記した書上帳であることが分かりました。

滝沢家の由来

滝沢家は、「滝沢氏系譜」に、先祖の対馬平次郎影満が、主君である南部光行の命を受

拝領し、建久元(1190)年に甲州(現在の山梨県)から滝の流れる滝沢へやってきたと書かれています。

盛岡藩の給人

滝沢家は、現在の滝沢地区を本拠地とする三戸給人(三戸代官所に所属)でした。この給人(所給人)という制度は盛岡藩独自のもので、所給人は盛岡城ではなく、地方に居住する侍のことです。彼らの多くは、自ら田を耕す半農半士的存在で、各地の代官所に出仕し、山奉行、牛馬役など代官の配下としてさまざまな実務にあたっていました。所給人は、もともと地域にいた土豪的な存在の者、あるいは滝沢家のような藩士の分家などがなっていました。江戸後期になると、藩への献金により地元の豪商(七戸町盛田家など)も所給人に取り立てられています。

盛岡藩では、侍が直接知行地を支配する「地方知行制」が幕末まで存在し、所給人や藩士たちは知行地からの年貢収入で生計を立て、新田開発によって知行地を増やしてきました。

五戸・七戸代官所

江戸時代、現・十和田市地域は奥入瀬川を境に、北が七戸代官所、南が五戸代官所の管轄でした。五戸通に所給人が多く、これらの村では藩直轄地よりも、藩士や給人の知行地の割合が高くなっていました。知行地は藩の政策により、いくつかの村に分散され、滝沢村の滝沢氏、切田村の切田氏、米田村の米田氏のように、それぞれの村を本貫地(出身の地)とする藩士たちがいました。



(上) 陣羽織(平時では普段着としても用いられたという)

(右奥) 袴(武士の礼装。小袖の上に着用し、上の衣と下の袴で一式となる)



寄贈品：(右) 胡床(腰を掛ける座具。折りたためるので野外でも用いられたといわれる) (左上) 陣笠(戦闘時に刀や矢などから身を守る防具。平時に武士がかぶったといわれる) (左下) 柄杓(馬に水を飲ませるための馬柄杓といわれる)



(左) 滝沢家より特別展用に借用した刀(長さ61.9cm)
(下) 滝沢家より市に寄贈された脇差(長さ39.2cm)



中渡八幡宮（市内滝沢字中渡）



櫛引八幡宮（八戸市）

滝沢村は村高213石のうち知行地は約113石で約半分が藩の直轄地であり、元文3（1738）年での知行地は滝沢八左衛門（滝沢家本家の盛岡藩士）約100石、滝沢宇八郎（十和田滝沢家の先祖）約3石で全てが滝沢一族の支配地でした。

そのほかの知行地は、三戸通、田子村と梅内村に計11石弱あり、本拠地の滝沢村より三戸通の知行地が大きく、これが理由で滝沢村に居住しながら、三戸給人へ編入されたと考えられています。

新田開発に励む

盛岡藩は、八戸藩を分割した後の寛文9（1669）年に新田開発奨励令を出して、身分を問わず、藩北部においては100石、南部においては50石を限度に自由開墾と知行権を認め、その開発者には

所与力、さらに所給人に登用される道を開きました。

滝沢家は、滝沢庄左衛門（十和田滝沢家の初代）が、寛文13（1673）年に梅内村、田子村で100石の新田開発を申請し開発しましたが、実際には両村で約15石が知行地として認められました。

この時、庄左衛門も「所与力」の身分になり、元禄8（1695）年には所給人に昇格しています。

享保18（1733）年、滝沢家は、田子村と又重村で約17石の新田開発を藩に申請しています。もともとこの知行地と併せると約31石となりますが、開発が成功したか不明で、記録では元文（1736）年に新田高約1石余りが与えられ合計で約15石となり、幕末までこの石高で継続しています。

所給人は藩の財政窮乏により、知行地を取り上げられたこともあり、その失地を回復するために再び新田開発に励むケースもあり、幕末期の三本木平開発も、知行地を失った給人たちへの救済策といった側面もありました。



「知行所滝沢村絵図」と「知行山絵図面」を觀賞する市民

中渡八幡宮創建と櫛引八幡宮

滝沢地区にある中渡八幡宮について正徳5（1715）年8月15日に書かれた巻物があります。この巻物には、滝沢氏が甲州より神形を背負ってこの地に来住し、滝沢に小社を建立して神形を安置したのが八幡宮の始まりと書かれています。その後、滝沢氏が瑞夢（吉夢）を感じ、鳩の導きにより、櫛引へ社を移

すことになり「南部氏草創の靈社」の櫛引八幡宮が誕生しました。ところが、正徳4（1714）年に滝沢にある桜の木が倒れ、鏡像が枝に掛かっているのを発見したことから、これが櫛引八幡宮の神形であるとして、これを祭祀するために、当社を創建しました。これが中渡八幡宮の由来と書かれています。

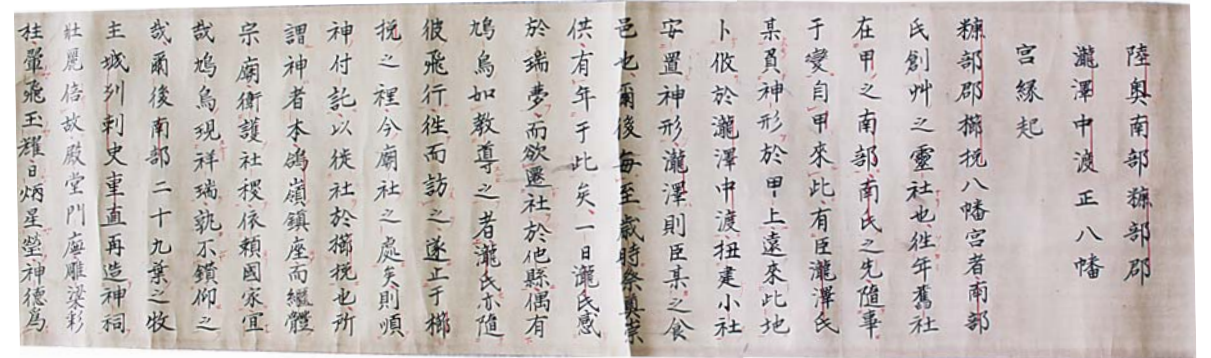
これらの理由で、滝沢家代々の一番の職務として、櫛引八幡宮の「御神事御用」を

勤め、祭祀をとり行っていました。櫛引八幡宮では、例年4月と8月に祭祀が行われており、滝沢家では祭祀の前には滝沢地区へ来て、みそぎをして身を清めてから祭祀に挑んでいたようです。

これらは、滝沢家と藩や櫛引八幡宮との間でやり取りをした願書や神事執行の様子を書き留めた「櫛引本宮八幡御神事御用年々諸控帳」など3冊に書かれており、年代は明和7（1770）年〜慶応4（1868）年の98年間にわたって記録した大変貴重な資料が寄贈されています。これらを解説することにより、江戸時代の神事執行の様子が明らかになるものと思われま

（参考：特別展示資料より）

市郷土館では、滝沢家から寄贈された古文書について、解説を終えた成果品をまとめた『滝沢家文書翻刻集』を平成29年度に刊行します。また、翻刻成果を公開するため、特別展、講演会、フォーラムも開催する予定です。ご期待ください。詳しくはスポーツ・生涯学習課へお問い合わせください（☎23313）。



滝沢家から寄贈された貴重な古文書